

土佐清水市立墓地の 手引き



土佐清水市まちづくり対策課



もくじ

① 土佐清水市立墓地	2
② 墓地の申込み	3
③ 墓地使用者代理人	5
④ 住所や氏名の変更	7
⑤ 使用权の継承	9
⑥ 墓地の返還	11
⑦ 納骨と改葬	13
⑧ こんなときは	14
⑨ 土佐清水市立墓地条例	16
⑩ 土佐清水市立墓地条例施行規則	19
⑪ 土佐清水市使用料条例	20

① 土佐清水市立墓地

土佐清水市では、土佐清水市立墓地（以下「墓地」という）を整備・管理しています。

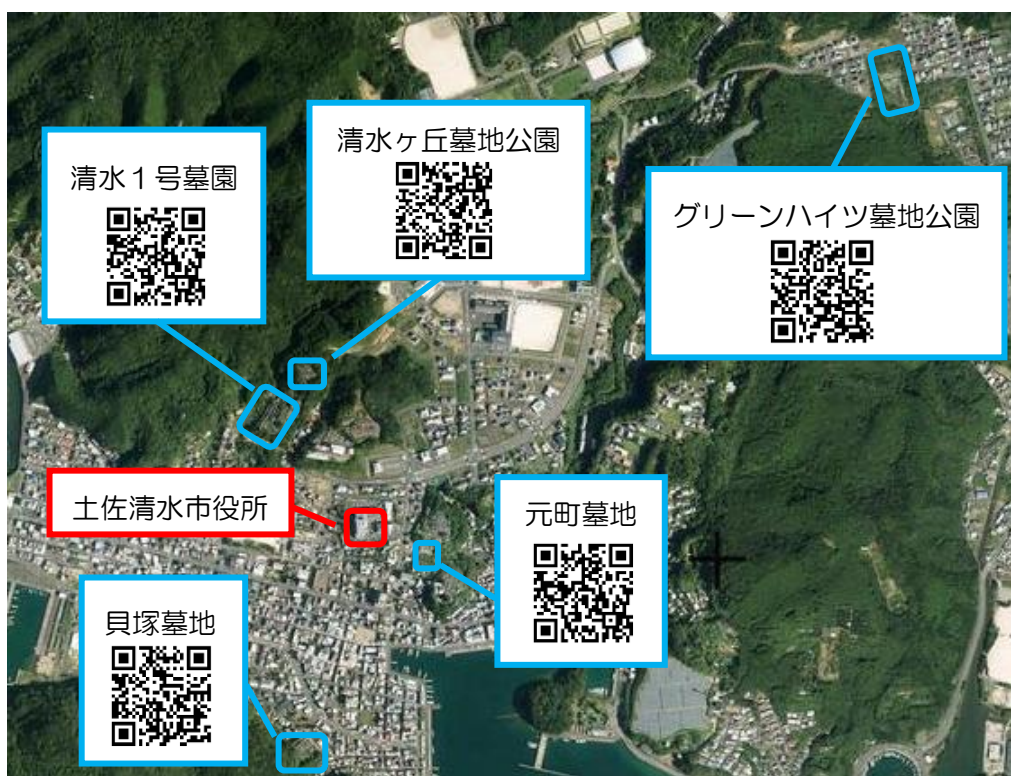
※各申請書は、まちづくり対策課の窓口で配布、または市ホームページで公開しています

【墓地の一覧】 ※不整形地の使用料は別に定めます

墓地名	使用単位	使用料	供用区画数	駐車場
清水 1 号墓園	1 坪 (3.3 m ²) あたり	15,000 円	464 区画	あり
	1 区画あたり (平成 26 年度整備区画)	250,000 円		
貝塚墓地	1 坪 (3.3 m ²) あたり	15,000 円	146 区画	あり
グリーンハイツ墓地公園	1 m ² あたり	27,000 円	141 区画	あり
グリーンハイツ墓地公園 (令和 5 年度整備区画)	1 m ² あたり	54,000 円	60 区画	あり
元町墓地	1 区画あたり	300,000 円	27 区画	なし
清水ヶ丘墓地公園	1 区画あたり	330,000 円	61 区画	あり

【留意事項】

土佐清水市立墓地は、墓地の使用を許可したものであり、販売（売買）ではありません



各墓地の QR コード
をスマートフォンの
カメラで読み込むと
地図が表示されます！



土佐清水市 墓地



墓地の募集区画などの最新情報は
ホームページで公開しています！



※ご不明な点がございましたら、土佐清水市まちづくり対策課までお問い合わせください

② 墓地の申込み

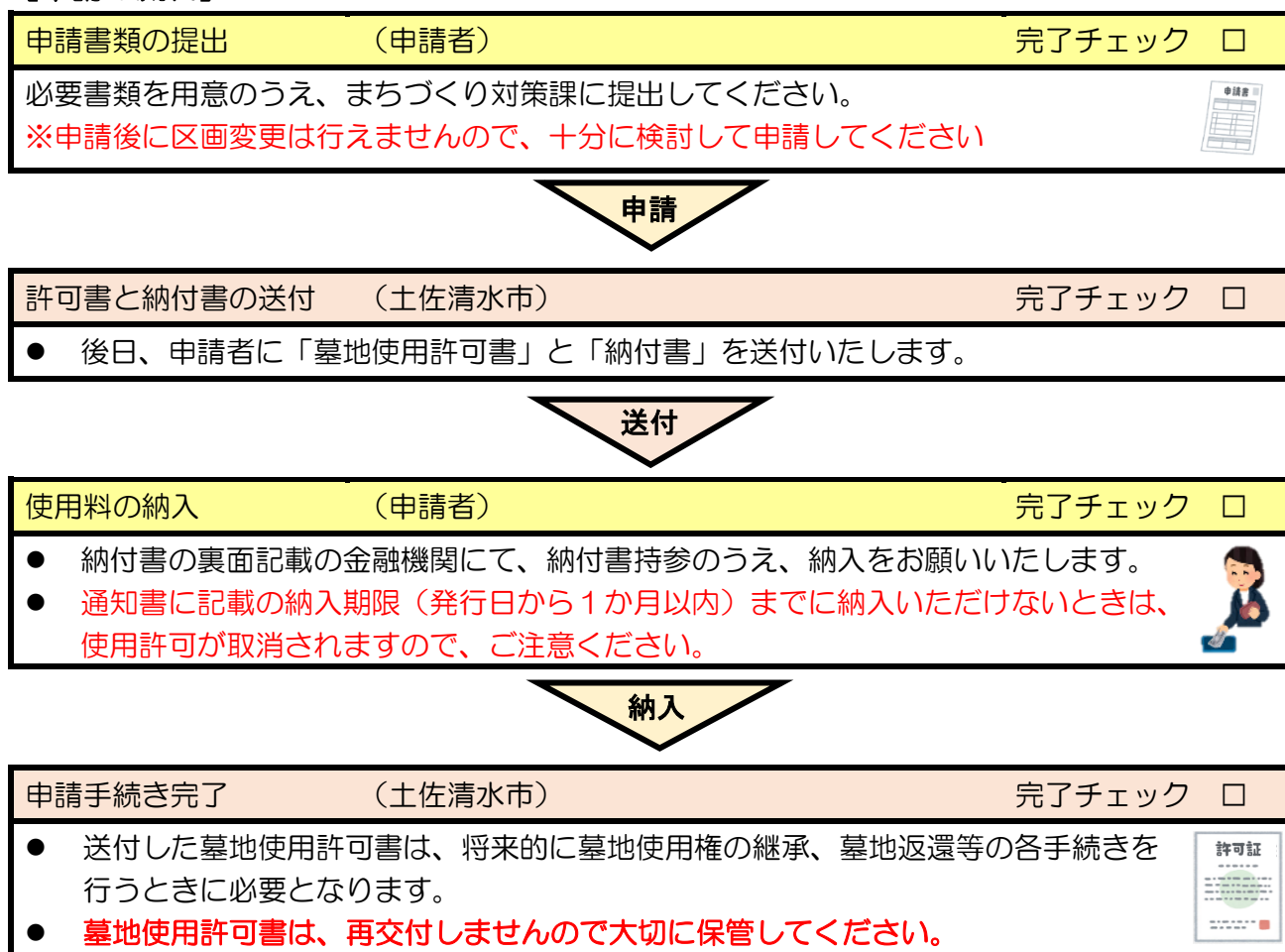
新たに墓地の申込みをするときは、以下のとおり手続きを行ってください。

※墓地の申込みは、原則、土佐清水市にお住まいの方が対象です

ただし、②～③の条件に該当する場合のみ、市外にお住まいの方でも申込みできます

対象となる条件	提出する書類
① 土佐清水市にお住まいの方	<ul style="list-style-type: none"> ● 墓地使用許可申請書 ● 住民票の写し
② 本籍地が土佐清水市にある方	<ul style="list-style-type: none"> ● 墓地使用許可申請書 ● 住民票（本籍の記載）または戸籍謄本の写し ● 墓地使用者代理人選定届（代理人の住民票含む）
③ 土佐清水市に申請者が継承する祖先の墳墓（お墓）がある方	<ul style="list-style-type: none"> ● 墓地使用許可申請書 ● 住民票の写し（現在、お住まいの市区町村のもの） ● 墓地使用者代理人選定届（代理人の住民票含む） ● 土佐清水市に祖先の墳墓がある証明書（14 ページ）

【申請の流れ】



※使用許可を受けた区画は、更地のまま放置せず、すみやかに墓石の建立

または使用者の氏名の標示（立て札等の設置）を行ってください

※区画内の除草等は、他区画や通路に影響が出ないよう適切に行ってください

記入例

様式第3号(第4条関係)

申請年月日を記入

令和〇年4月1日

土佐清水市長 様

- 住所、氏名、電話番号を記入
- 本籍欄は、市外在住者で土佐清水市に本籍がある場合に記入

申請者

本 籍

住 所 高知県土佐清水市天神町〇-〇

氏 名 清水 一郎

0880-82-0000

墓 地 使 用 許 可 申 請 書

次のとおり墓地を使用したいので、土佐清水市立墓地条例施行規則第4条の規定により申請します。

申請する墓地名を記入

申請する墓地区画の番号、面積を記入

墓 地 名	土佐清水市立 清水ヶ丘墓地公園
墓地の位置及び面積	〇 号 6.00 平方メートル
使 用 料(永代)	330,000 円
添 付 書 類	(1) 住民票の写し (2) その他市長が必要とする書類

申請する墓地区画使用料を記入

③ 墓地使用者代理人

市外にお住まいの方でも、対象条件に該当する場合は、「墓地使用者代理人」を選定することで墓地を使用できます。

市外にお住まいの方（または転出した方）は、以下のとおり手続きを行ってください。

【墓地使用者代理人とは】

遠方にお住まいの使用者に代わって、墓地の維持管理等を行う方です。


※墓地使用者代理人は、土佐清水市にお住まいの方が対象です

【墓地使用者代理人の選定が必要な方】

対象条件	
① 申請時に市外にお住まいであるが、次のいずれかに使用条件に該当する方	
（１）本籍地が土佐清水市にある方	
（２）継承する祖先の墳墓（お墓）が土佐清水市にある方	
② 使用許可決定後に、市外に転出（引越し）された方	

※すみやかに届出を行ってください

【届出の流れ】

申請書類の提出	（使用者）	完了チェック <input type="checkbox"/>
必要書類を用意のうえ、まちづくり対策課に提出してください。		
● 墓地使用者代理人選定届		
● 使用者代理人の住民票の写し		

届出

届出書の受理	（土佐清水市）	完了チェック <input type="checkbox"/>
● 後日、申請者に使用条件（墓地使用者代理人）を記した墓地使用許可書を送付いたします。		
● 墓地使用許可書は、将来的に墓地使用权の継承、墓地返還等の各手続きを行うときに必要となります。		
● 墓地使用許可書は、再交付しませんので大切に保管してください。		

※使用者または墓地使用者代理人が、責任をもって使用区画の維持管理等をしてください（使用区画内の清掃や草引きなど）



記入例

様式第1号(第2条関係)

申請年月日を記入

令和〇年4月1日

土佐清水市長 様

使用者の住所、氏名、電話番号を記入

使用者

届出者 住所 高知県高知市〇〇町〇-〇

氏名 土佐 勝雄

088-823-0000

墓地使用者代理人選定届

次のとおり代理人を選定したので、土佐清水市立墓地条例施行規則第2条の規定により届出ます。

使用許可を受けた墓地名を記入

使用許可を受けた墓地区画の番号、面積を記入

墓地名	土佐清水市立 清水ヶ丘墓地公園	
墓地の位置及び面積	〇号 6.00 平方メートル	
許可日及び許可番号	令和〇年4月1日 第1号	
代理人	本籍地	高知県土佐清水市天神町〇-〇〇
	住所	高知県土佐清水市天神町〇-〇〇
	氏名	清水 一郎

土佐清水市にお住まいの代理人の本籍、住所、氏名を記入

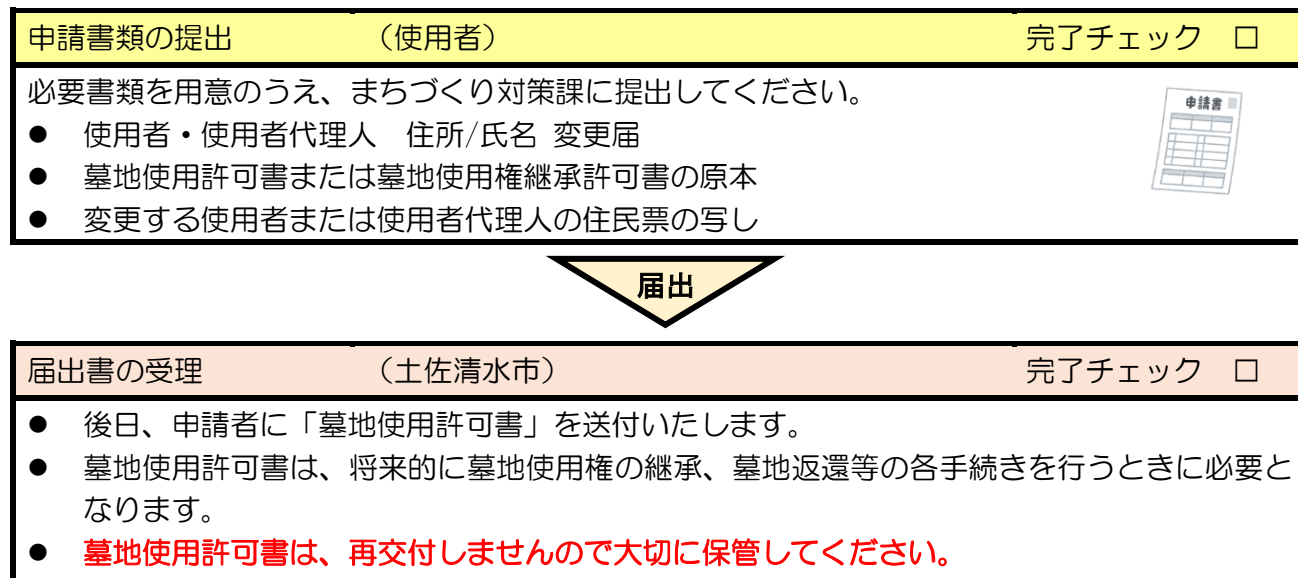
- 使用許可を受けた年月日と番号を記入
- 使用申請と同時届出の場合は未記入で可

④ 住所や氏名の変更

墓地の使用者（使用者代理人）の住所や氏名を変更があったときは、以下のとおり続きを行ってください。

※使用者が市外に転出したときや、使用者代理人を別の方に再選定するときは、併せて「墓地使用者代理人選定届」の手続きを行ってください（5 ページ）

【届出の流れ】



記入例

様式第2号(第3条関係)

申請年月日を記入

令和〇年4月1日

土佐清水市長 様

使用者の住所、氏名、電話番号を記入

使用者
届出者 住所 土佐清水市天神町〇-〇
氏名 清水 一郎
0880-82-0000

墓地 使用者住所 変更届
~~使用者代理人 氏名~~

不要な箇所を二重線で取消し

次のとおり変更したので、土佐清水市立墓地条例施行規則第3条の規定により届出ます。

使用許可を受けている墓地名を記入

使用許可を受けた墓地区画の番号、面積を記入

墓 地 名		土佐清水市立 清水ヶ丘墓地公園	
墓地の位置及び面積		〇 号 6.00 平方メートル	
許可日及び許可番号		令和〇年4月1日 第 1 号	
使 用 者	住 所	変 更 前	高知県土佐清水市天神町〇-〇
		変 更 後	高知県土佐清水市清水ヶ丘〇-〇 (0880-82-0000)
使 用 者 代 理 人	氏 名	変 更 前	
		変 更 後	
使 用 者 代 理 人	住 所	変 更 前	
		変 更 後	
使 用 者 代 理 人	氏 名	変 更 前	
		変 更 後	
添 付 書 類		(1) 墓地使用許可書又は墓地使用权継承許可書 (2) 住民票の写し又は戸籍抄本	

変更を行う使用者 又は 使用者代理人の欄に
変更前後の氏名、住所、電話番号を記入

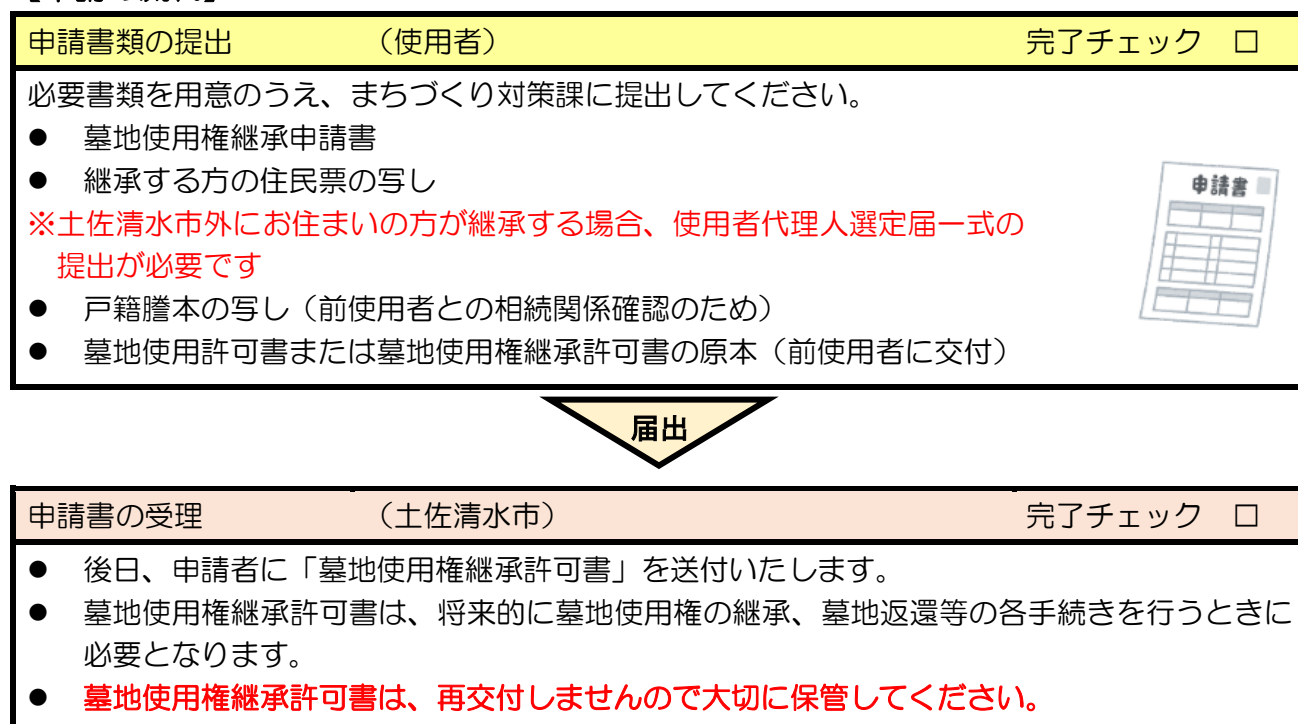
使用許可を受けた年月日と番号を記入
※交付されている墓地使用許可書で確認

⑤ 使用権の継承

墓地を引き継ぐときは、墓地使用権の継承が必要となりますので、以下のとおり手続きを行ってください。

継承の可否	説明
○ 継承できる	● 今あるお墓を引き継いでまつっていく
× 継承できない	● 今あるお墓を改葬して、他家のお墓として作り替える ● 更地の墓地に、使用者ではない他家のお墓を建てる

【申請の流れ】



記入例

様式第5号(第7条関係)

墓地使用権継承申請書

使用場所	土佐清水市立 清水ヶ丘墓地公園 ○ 号
使用面積	6.00 平方メートル
前使用者	住所 土佐清水市天神町○-○
	氏名 清水 一郎
継承者	住所 土佐清水市清水ヶ丘○-○
	氏名 清水 太郎
理由	使用者が亡くなったため

上記のとおり使用権を継承したいので申請します。

申請年月日を記入

令和○年 4 月 1 日

土佐清水市長 様

継承者の住所、氏名、電話番号を記入

申請者 住所 土佐清水市清水ヶ丘○-○

氏名 清水 太郎

0880-82-0000

- 添付書類 (1) 墓地使用許可書又は墓地使用権継承許可書
(2) 継承しようとする者の住民票の写し
(3) その他市長が必要とする書類

⑥ 墓地の返還

改葬（移転）のため墓地を返還するときは、以下のとおり手続きを行ってください。

【届出の流れ】

墓地の原形復旧	（使用者）	完了チェック <input type="checkbox"/>
<p>墓地を返還するとき、原形復旧（墓石等の撤去工事）は、墓地使用者の自己負担にて行っていただきます。撤去工事は、直接、石材店等に依頼してください。</p> <ul style="list-style-type: none">● 墓地内に設置されている墓石、カロート（納骨室）、境界塀、基礎等の地下構造物（コンクリート等）、残土、残材等はすべて撤去し、墓園外に搬出のうえ、再貸付墓地として、提供できる状態まで整備してください。● 使用墓地の塀やブロックの撤去で、隣接する墓地に影響を及ぼす可能性がある場合や、復旧箇所や範囲の判断が難しいときは、事前にご相談ください。市担当者が現地確認のうえ、使用者または施工業者に回答いたします。● 原形復旧後は、まちづくり対策課まで完了のご報告をしてください。 まちづくり対策課都市整備係：0880-82-1255		



報告

完了検査	（土佐清水市）	完了チェック <input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none">● 市担当者が現地で完了検査を行い、墓地返還者にご連絡いたします。● 完了検査の結果、原形復旧が不十分であると判断された場合、再度、使用者に撤去工事を行っていただく場合があります。		



連絡

届出書類の提出	（使用者）	完了チェック <input type="checkbox"/>
<p>必要書類を用意のうえ、まちづくり対策課に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">● 墓地返還届● 墓地使用許可書または墓地使用权継承許可書の原本		
<p>【返還時に使用者が亡くなっているとき】 墓地の返還までに使用权継承申請を行っていないときは、ご親族等の継承権を有する方に返還手続きを行っていただきます。その場合、以下の書類も併せて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">● 戸籍謄本の写し（亡くなった使用者と墓地返還届出人との相続関係確認のため）		



届出

届出書の受理	（土佐清水市）	完了チェック <input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none">● 墓地返還手続きは完了です。 <p>※改葬（他の墓地からのご遺骨の移転）の手続きは、事前に市民課窓口で行ってください</p>		

記入例

様式第7号(第8条関係)

墓 地 返 還 届

使 用 場 所	土佐清水市立 清水ヶ丘墓地公園 ○ 号
使 用 面 積	6.00 平方メートル

返還する墓地名、区画番号を記入

返還する墓地区画の面積を記入

上記のとおり使用しておりましたが、このたび不用となりましたので土佐清水市立墓地条例第16条の規定により原状に復し返還します。

申請年月日を記入

令和○年 4 月 1 日

土佐清水市長 様

返還者の住所、氏名、電話番号を記入

届出者 住所 土佐清水市天神町○-○


氏名 清水 一郎

0880-82-0000

⑦ 納骨と改葬

墓地にご遺骨（焼骨）を納める（収蔵・埋蔵）ときや、改葬（ご遺骨の移転）をするときは、事前に以下の書類を提出してください。

【手続きの流れ】

火葬許可証または改葬許可証の提出	（使用者）	完了チェック <input type="checkbox"/>
次のいずれかに該当する必要書類を用意のうえ、まちづくり対策課に提出してください。		
【新たにご遺骨を収蔵・埋蔵するとき】		
● 火葬許可証の原本（死亡届を提出した市区町村で交付されます）		
【他の墓地から改葬（ご遺骨の移転）するとき】		
● 改葬許可証の原本（改葬元の市区町村で交付されます）		
※火葬許可証または改葬許可証を紛失したときは、交付された市区町村に問い合わせのうえ、再発行の手続きをしてください		

届出

火葬許可証または改葬許可証の受理	（土佐清水市）	完了チェック <input type="checkbox"/>
● 墓地への納骨または改葬の手続きは完了です。		
※手続き完了後、墓地使用者の任意の時期に、ご遺骨の収蔵・埋蔵を行ってください		

【留意事項】

土佐清水市立墓地条例に則り、土佐清水市立墓地での土葬は許可していません



⑧ こんなときは

こんなとき	回答
<p>先祖のお墓が土佐清水市にある証明は、どのようにすればいいですか？</p> <p>※土佐清水市外にお住まいの方</p>	<p>●土佐清水市立墓地の場合 土佐清水市が交付している「墓地使用許可書」を提出してください。</p> <p>●民営墓地や法人墓地の場合 墓地の管理者に、問い合わせのうえ、証明書を交付いただいて提出してください。 ※証明書に次の①～④すべての記載があれば、様式の指定はありません</p> <p>① 証明年月日 ② 墓地名（●●地区共同墓地、●●霊園など） ③ 墓地使用者の氏名 ※申請者と同一であること ④ 墓地管理者名（地区会、法人、寺院など） ※管理者の印が押印されていること</p> <p>●個人経営墓地の場合 個人所有の土地にお墓を建てている個人経営墓地は、次のいずれかの方法で証明してください。</p> <p>① 墓地の経営許可書の提出 墓地，埋葬等に関する法律（昭和 28 年）または土佐清水市墓地，埋葬等に関する法律施行条例（平成 18 年）に則り、個人経営墓地の申請をしている墓地は、土佐清水市が交付している「墓地の経営許可書」を提出してください。</p> <p>② 現地調査 上記の法令及び条例の施行開始以前より、先祖代々、個人経営を行っている墓地などは、市担当者が現地調査等のうえ、判断します。 ※必要に応じて故人との相続関係確認のため、戸籍謄本等を提出していただきます</p>



こんなとき	回答
お墓はいつまでに建てたらいいですか？	すみやかにお墓の建立、または使用者の氏名の標示（立札等の設置）をしてください。
お墓を建てる時や撤去する時は、どこに依頼すればいいですか？	任意の石材店等に依頼してください。 ※施工する墓地区画や範囲をお間違えないよう ご注意ください 施工前立ち合いを希望するとき、まちづくり 対策課までお問い合わせください
使用者の変更や使用権継承の届出は、いつまでにすればいいですか？	すみやかに届出をお願いいたします。 ※氏名や住所の変更、使用権継承など
墓地を返還するときに、使用料は返ってきますか？	使用料は、墓地の使用状況（使用者の都合により、お墓を建てなかったときを含む）に関わらず、還付いたしません。
お供え物は置いて帰ってもいいですか？	食べ物や飲料などのお供え物は、お参り後に各自で責任を持ってお持ち帰りください。
墓地園内にゴミ収集場所はありますか？	墓地園内に、ゴミ収集場所はありません。各自で責任を持ってお持ち帰りください。
墓石が転倒したらどうしたらいいですか？	使用区画内の工作物（墓石など）が転倒したとき、使用者の負担で必要な処理や復旧をし、周囲の墓地や通路などに影響のないようにしてください。
将来、墓地を継承する人がいないとどうなりますか？	墓地の使用者が亡くなられて、故人（墓地）のまつりごとを継承する方がいないとき、使用権が消滅します。 お墓は代々受け継がれるものですので、将来お墓を誰に祀ってもらうか親族間で事前に話し合しましょう。



⑨ 土佐清水市立墓地条例

墓地は、当該条例に則り、運営・管理されています。（附則等は記載省略）

（目的）

第1条 この条例は、墓地、埋葬に関する法律（昭和23年法律第48条）の規定に基づき、墓地の設置及び管理について必要事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 墓地を次のとおり設置する。

名称	位置
土佐清水市立グリーンハイツ墓地公園	土佐清水市グリーンハイツ 416 番 428
土佐清水市立元町墓地	土佐清水市元町 253 番 4
土佐清水市立清水ヶ丘墓地公園	土佐清水市清水ヶ丘 33 番

（使用の目的）

第3条 墓地は、遺骨の埋蔵の目的以外に使用することはできない。

（使用の対象等）

第4条 墓地を使用できる者は、本市に本籍若しくは住所を有するもの又は既に祖先の墳墓を有するものでなければならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

- 2 墓地の使用者又は墓地を使用しようとする者で、市外に住所を有するもの又は使用許可後市外へ住所を移転しようとするものは、市内居住者を代理人に選定し、市長に届け出てその承認を受けなければならない。
- 3 前項の代理人は、墓地使用者に代わって、この条例及びこの条例に基づく規則に定める一切の義務を負うものとする。
- 4 墓地使用者及び第2項の代理人は、その住所又は氏名に変更を生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（使用許可）

第5条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 許可は、許可証の交付によって行う。
- 3 市長は、第1項の許可に管理上必要な条件を付することができる。

（使用料）

第6条 墓地の使用料は、別表に掲げる額とする。ただし、不整形地については別に定める。

- 2 前項の使用料は、許可の際納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の事由があると認めるときは、全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(造作等の制限)

第9条 墓地の利用者が墓碑及び附属する施設以外の工作物を新設し、又は改造し、若しくは変更しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(利用者の管理義務)

第10条 墓地の利用者は、使用墓地を常に清浄に維持しなければならない。

2 墓地の利用者は、墓碑その他の工作物等に危険又は異常を生じたときは、直ちに適切な処置をしなければならない。

(利用者の明示)

第11条 墓地の使用許可を受けたものは、墓碑を建立又は使用地を明示する利用者の氏名を標示しなければならない。

(使用権譲渡の禁止)

第12条 墓地の使用権は、故人のまつりごとを継承する者のほか譲渡することはできない。

(使用権の継承)

第13条 墓地の使用権を継承しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用権の消滅)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用権は、消滅する。

(1) 墓地の利用者が死亡し、相続人又は親戚等で故人のまつりごとを継承する者がいないとき。

(2) 墓地の利用者及びその代理人の住所又は居所が不明となり、市長において無縁墓地と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用権が消滅したときは、墳墓を一定の場所に改葬することができる。

(使用許可の取消し)

第 15 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 墓地を遺骨の埋蔵以外の目的に使用したとき。
- (2) 墓地の使用権を転貸し、又は市長の許可なくして譲渡したとき。
- (3) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(墓地の返還)

第 16 条 使用者は、墓地を使用しなくなったとき、又は前条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちにその墓地を原状に復し、市長に返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、その費用は使用者から徴収する。

(委任)

第 17 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

別表 (第 6 条関係)

財産又は公の施設	使用料 (不整形地除く)	
土佐清水市立グリーンハイツ墓地公園	1 平方メートル当たり	27,000 円
土佐清水市立グリーンハイツ墓地公園 (令和 5 年度整備区画)	1 平方メートル当たり	54,000 円
土佐清水市立元町墓地	1 区画当たり	300,000 円
土佐清水市立清水ヶ丘墓地公園	1 区画当たり	330,000 円

⑩ 土佐清水市立墓地条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、土佐清水市立墓地条例（平成30年条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(代理人の選定)

第2条 条例第4条第2項の規定により代理人を選定したときは、墓地使用者代理人選定届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(住所又は氏名変更の届け)

第3条 条例第4条第4項の規定による届出は、墓地（使用者・使用者代理人）住所氏名変更届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(使用許可申請の手続き)

第4条 条例第5条第1項の規定による許可を受けようとする者は、墓地使用許可申請書（様式第3号）を市長に提出し、墓地使用許可書（様式第4号）の交付を受けなければならない。

(使用申込の変更及び取消し)

第5条 墓地使用申込者は、使用申込後使用許可の日までに使用申込の変更又は取り消しすることができる。

(不整形地の使用料)

第6条 条例第6条第1項ただし書の規定による不整形地の使用料は、奥行き1に対して幅0.5までは1平方メートル当たりの使用料の5割とし、それ以上は3割とする。

(使用権継承申請の手続き)

第7条 条例第13条の規定による許可を受けようとする者は、墓地使用権継承申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき墓地使用権の継承を許可したときは、墓地使用権継承許可書（様式第6号）を交付するものとする。

(墓地の返還手続き)

第8条 条例第16条第1項の規定により墓地を返還しようとするときは、墓地返還届（様式第7号）に墓地使用許可書又は墓地使用権継承許可書を添えて市長に提出しなければならない。

⑪ 土佐清水市使用料条例

清水 1 墓園及び貝塚墓地の使用料は、当該条例に則り、定めています。（附則等は記載省略）

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 225 条の規定に基づく土佐清水市の財産の使用又は公の施設の利用による使用料については、別に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（使用料）

第 2 条 使用料の額は、別表に掲げる額とする。

2 使用料は、その納額告知書により指定された期日までに納付しなければならない。

（使用料減免）

第 3 条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 官公署が公務で使用するとき。
- (2) 市長が公益上必要であると認めたとき。

（罰則）

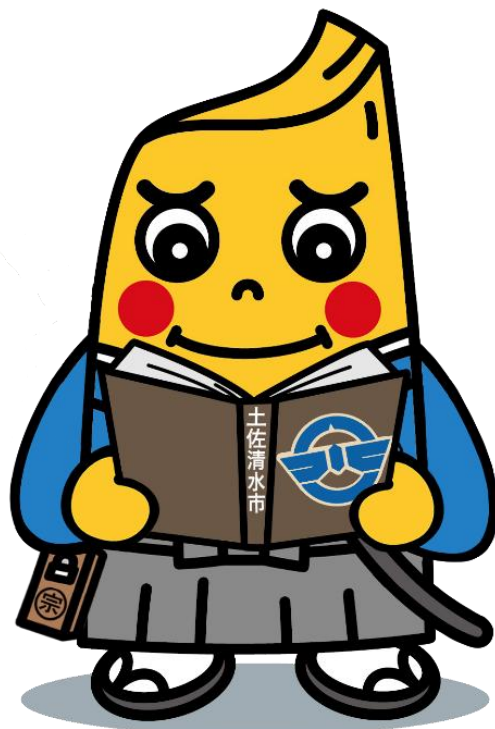
第 4 条 詐欺その他不正の行為により第 2 条の使用料の徴収を免れた者については、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科する。

（その他）

第 5 条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が定める。

別表

	財産又は公の施設	使用単位等	使用料
墓地	清水第 1 号墓園	3.3 平方メートル	15,000 円
	貝塚墓地	〃	15,000 円
	清水第 1 号墓園 (平成 6 年度造成区画)	1 区画	250,000 円



お問い合わせはこちら

〒787-0392

高知県土佐清水市天神町 11 番 2 号

土佐清水市まちづくり対策課 都市整備係

電話 : 0880-82-1255

FAX : 0880-82-1135

メール : machidukuri@city.tosashimizu.lg.jp

窓口 : 平日 8:30~12:00、13:00~17:15

スマートフォンのカメラを
かざして読み取りしてください

